税務相談室

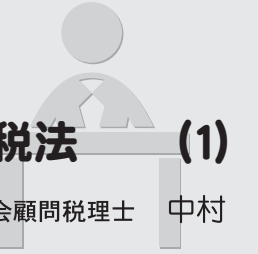

改正税法　(1)

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問

平成19年度の改正税法の概要を教えてください。

お答え

主な改正点は次のとおりです

1. 減価償却制度の見直し
2. 資本的支出の取扱い
3. リース取引の取扱い
4. 寄付金控除の取扱い
5. 住宅のバリアフリー改修による税額控除の創設
6. 電子申告における第三者作成書類の添付省略
7. 特定の事業用資産の買換えの特例の適用期間延長
8. 上場株式の配当に対する源泉徴収税率等の特例の期間延長
9. 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例
10. 医療用機器等の特別償却の見直し
11. みなし相続財産としての保険金
12. 相続税の配偶者税額軽減措置の取扱い
13. 国税の納付手続

次にこれらの項目についてワンポイント解説をいたします。

1. 減価償却制度の見直し

①平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の95％相当額）及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとされました。

また、定率法を採用する場合の償却率は、定額法の償却率（1/耐用年数）を2.5倍した数としました。

②平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で均等償却ができることとされました。

2.「資本的支出」の取扱い

減価償却資産に対して平成19年4月1日以後に支出した資本的支出の金額については、その減価償却資産と種類・耐用年数を同じくする減価償却資産を新規に取得したものとするのを原則とすることとなりました。

平成19年3月31日以前に取得した資産についての資本的支出は次のとおりです。

①資本的支出の金額を本体と切り離して新規取得資産とする（減価償却資産の種類・耐用年数は本体と同じ）。

②改正前と同様、資本的支出の額を本体の取得価額に加算することができる。

3. リース取引の取扱い

ファイナンス・リース取引のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等以外のもの（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という）については、次のようになります。

①所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース資産の引渡し時にその売買があったものとみなして、各種所得の金額を計算します。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法（リース期間を償却期間とする定額法をいう）とされます。なお、賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱われます。

摘要時期は、平成20年4月1日以後に締結される、所有権移転外ファイナンス・リース契約です。

4. 寄付金控除の引き上げ

特定寄付金を支出した場合の税額控除の限度額が、総所得金額等の30％から40％に引き上げられました。

5. 住宅のバリアフリー改修による税額控除制度の創設

高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための一定の改修工事を借入金で行った場合、年末残高の一定の割合が税額控除されます。

（次号へ続く）